

鳥取県議会告示第4号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月26日

鳥取県議会議長 小 谷 茂

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>（収支報告書の閲覧）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項第1号の申込書は、<u>鳥取県総務部県民課</u>、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。</p> <p>8 略</p>	<p>（収支報告書の閲覧）</p> <p>第3条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項第1号の申込書は、<u>鳥取県総務部県民室</u>、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。</p> <p>8 略</p>

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。